

太田市立宝泉南小学校長

学校感染症と出席停止について

あなたのお子さんは、下記の病気があるため学校保健安全法第19条の規定により 月 日より
約 日間出席停止となりますので、医師が登校可能と判断するまで、学校を休ませてください。
なお、医師に報告書を記入していただき、登校する日に持参してください。 令和5年5月8日

	病 名	出席停止の期間
第 1 種	<input type="checkbox"/> エボラ出血熱	治癒するまで
	<input type="checkbox"/> クリミア・コンゴ出血熱	
	<input type="checkbox"/> 痘そう	
	<input type="checkbox"/> 南米出血熱	
	<input type="checkbox"/> ペスト	
	<input type="checkbox"/> マールブルグ病	
	<input type="checkbox"/> ラッサ熱	
	<input type="checkbox"/> 急性灰白髄炎	
	<input type="checkbox"/> ジフテリア	
	<input type="checkbox"/> 重症急性呼吸器症候群 (病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)	
	<input type="checkbox"/> 中東呼吸器症候群 (病原体がMARSコロナウイルスであるものに限る)	
第 2 種	<input type="checkbox"/> 鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス であってその血清亜型がH5N1であるものに限る)	発症した後5日、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症	
	<input type="checkbox"/> インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	
	<input type="checkbox"/> 百日咳	
	<input type="checkbox"/> 麻しん(はしか)	
	<input type="checkbox"/> 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	
	<input type="checkbox"/> 風しん(三日ばしか)	
	<input type="checkbox"/> 水痘(水ぼうそう)	
第 3 種	<input type="checkbox"/> 咽頭結膜熱(プール熱)	発症した後5日、かつ解熱した後2日を経過するまで
	<input type="checkbox"/> 結核	
	<input type="checkbox"/> 髄膜炎菌性髄膜炎	
	<input type="checkbox"/> コレラ	
	<input type="checkbox"/> 細菌性赤痢	
<input type="checkbox"/> 腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで	
<input type="checkbox"/> 腸チフス		
<input type="checkbox"/> パラチフス		
<input type="checkbox"/> 流行性角結膜炎		
<input type="checkbox"/> 急性出血性結膜炎		

※インフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症については、保護者が記入した療養報告書を提出してください。(医師による治癒報告書は必要ありません)

※群馬県では「その他の感染症」については定めないこととしています。【例：マイコプラズマ感染症、伝染性紅斑(りんご病)、手足口病、溶連菌感染症等】

報 告 書

太田市立宝泉南小学校長 様

年 月 日 ~ 年 月 日まで出席停止

上記の者は、経過観察が終了し登校可能と判断します。

医療機関名: 医師名

印